

## 7 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

（財務省、内閣官房、内閣府、農林水産省、経済産業省）

### 【内容】

- (1) TPP協定の実施に伴い生ずる諸課題について、必要な対策を実施すること。  
特に、将来にわたり農林水産業の振興が図られ、農林漁業者の持続的な経営が確保されるよう、国は責任を持って万全の対策を講じること。
- (2) 国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努めること。  
特に、農林水産業など影響が懸念される分野については、影響額試算を含めて適時適切に情報提供を行うこと。

### （背景）

- 平成27年10月5日のTPP交渉の大筋合意を受け、平成27年10月9日に、全閣僚をメンバーとする「TPP総合対策本部」が設置された。本県においても、県庁全体で対応するため、平成27年10月26日に「愛知県TPP対策本部」を設置し、情報収集や今後の対応の検討などに取り組んでいるところである。
- 今後、TPP協定が発効した際、我が国では、食品などの輸入関税の引下げで消費者に恩恵が見込まれるほか、輸出では自動車関連等で関税が引き下げられるなどのメリットが考えられる。  
TPPが中小・中堅企業を始めとする我が国企業に十分に活用され、経済再生、地方創生につながるものとするため、国による丁寧な説明や、企業の商品開発・海外展開に対する支援の強化を進める必要がある。
- 一方、農林水産業については、米、小麦で新たに国別枠が設定されるほか、畜産物では段階的に大幅な関税削減が行われるなど、品目によってはTPPによる影響を強く受けることが懸念される。農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにするため、国が責任を持って万全な対策を講じるとともに、農林漁業者の不安を払拭するよう、交渉結果を迅速かつ丁寧に説明しなければならない。  
また、平成25年3月15日にTPPの影響について政府統一試算が公表されたが、関税撤廃のみを対象とし、関税が即時に撤廃され、追加対策を行わない場合を前提としたものであり、大筋合意の内容に基づき、品目別に改めて影響額を試算し、試算方法と併せて公表すべきである。

( 参 考 )

◇ 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）の協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針（抜粋）  
〔平成２７年１０月９日 ＴＰＰ総合対策本部決定〕

- ( 1 ) ＴＰＰの活用促進による新たな市場開拓等  
(幅広い経済主体がＴＰＰを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。)
- ( 2 ) ＴＰＰを契機としたイノベーションの促進・産業活性化  
(ＴＰＰの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。)
- ( 3 ) ＴＰＰの影響に関する国民の不安の払拭  
(ＴＰＰの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。)

◇ 本県における米、麦、畜産物の産出額（平成 25 年）

項目		農業						
		産出額	米	麦類	肉用牛	乳用牛	豚	鶏
全国	金額 (億円)	84,668	17,807	410	5,189	7,780	5,746	7,842
	構成比 (%)	100	21.0	0.5	6.1	9.2	6.8	9.3
愛知県	金額 (億円)	3,084	310	7	89	220	228	242
	全国順位	<b>7</b>	<b>20</b>	<b>7</b>	<b>19</b>	<b>7</b>	<b>10</b>	<b>12</b>
	構成比 (%)	100	10.1	0.2	2.9	7.1	7.4	7.8